

第2章 福祉推進員の役割

① 福祉問題の発見・キャッチ

いろいろな福祉問題を持つ本人や家族から、直接福祉課などの窓口へ相談があれば良いのですが、福祉のお世話になりたくないという意識や、世間体を気にしたりするため、窓口へ来たときはかなり手遅れの状態になっていることがよくあります。そういう問題をまわりの人が見つけてあげることが大切です。

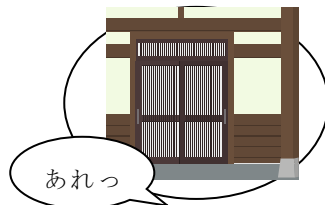
福祉推進員は、気になる人への声かけやさりげない見守りをとおして、福祉問題の発見・キャッチが何よりも第一の仕事になります。近所に住んでいる気になる人について、「あれっ?」「おかしいな?」という小さな気づきがとても大切です。

気になることを感じたら、民生児童委員や区長へ連絡します。

「あれっ?」「おかしいな?」という小さな気づきが、と



郵便物や新聞が郵便受け
にたまっている



家を訪ねても、
顔を出してくれない



夜になっても
家に明かりがつかない



最近、外出している姿を
見かけなくなった



庭の手入れがされなくなっ
たり、洗濯物がほされなくなっ



話をすると、知り合いがなく
寂しいと悩んでいた

② 福祉情報の伝達

福祉制度を活用して問題を解決しようと思っても、どこにどのような制度やサービスがあるのか、どこへ聞けばいいのか等を知らない場合も多いものです。必要な人に必要な情報を提供したり、利用をすすめたりすることです。

しかし、状態がよくわからなかったり、本当の願いがつかめなかったり、専門的な判断がいるようなときは、民生児童委員や社会福祉協議会、その他の関係機関等に伝えることも必要です。

必要な福祉制度や福祉サービスについての情報を正確に対象者に伝えること、専門機関へ福祉問題の所在を正確に伝えるということが福祉推進員の役割です。

③ 近隣住民とのネットワーク

いくら身近な範囲の人の福祉問題を扱うからといって、一人で何もかもはできません。より多くの住民の目とそれをつなぐネットワーク（連絡網）があれば、よりきめ細かな「見守り体制」を確立することができます。

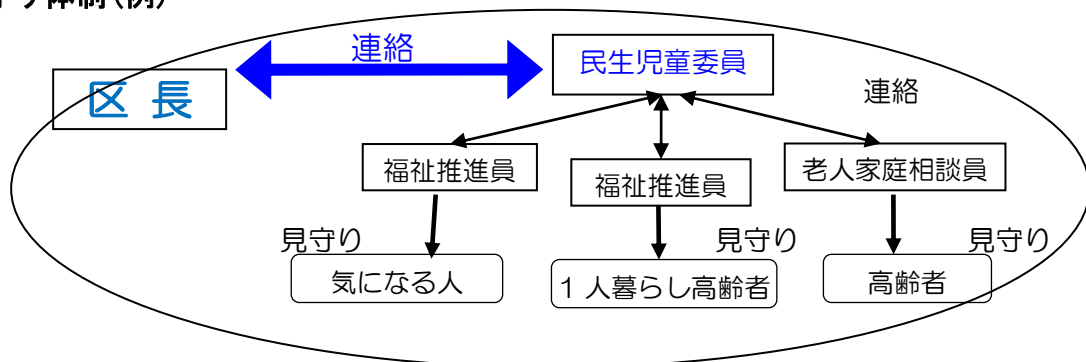
また、福祉問題をもつ人と住民ボランティアを結びつけることも、福祉推進員の大切な役割の一つです。

福祉推進員の実際の活動

① 町内ぐるみで「気になる人」の見守り

町内で民生児童委員・福祉推進員・老人家庭相談員などがブロックに分けて一人暮らし高齢者などの「気になる人」を見守ります。さりげない目配り・気配り・心配りを行います。緊急連絡表を作成し、気になる変化があれば民生児童委員や区長へ連絡します。

◎見守り体制(例)



② 町内の福祉連絡会への参加

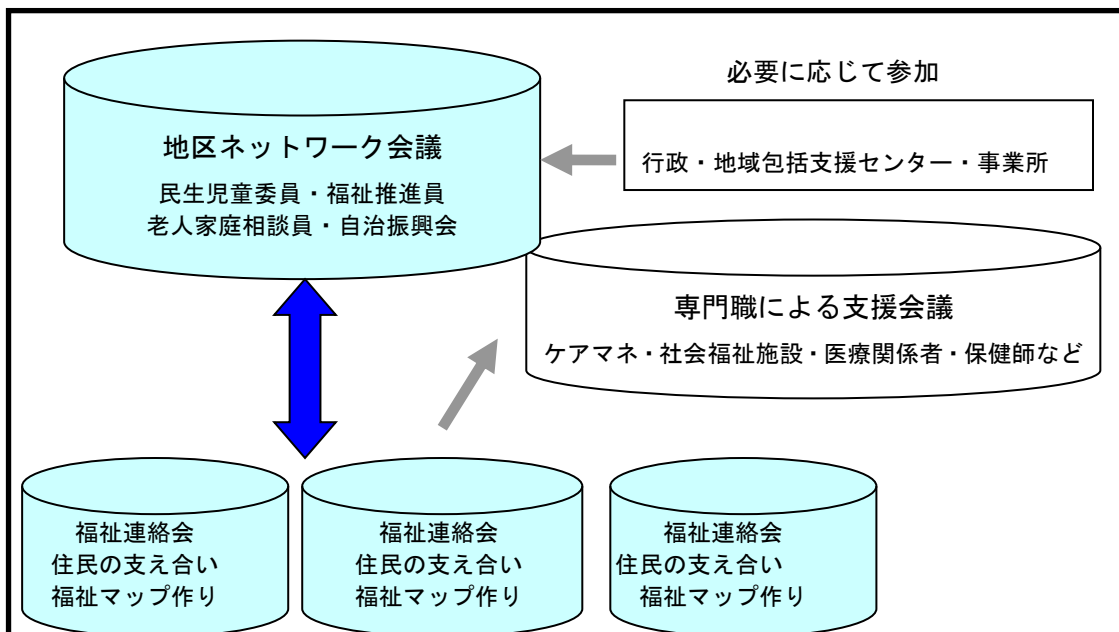
住民の支え合い福祉マップづくりを行い、「気になる人」の情報を共有します。

③ ふれあいいきいきサロンの協力

町内の集会所などで行われている高齢者のサロンに協力します。

④ 自治振興会福祉関係部会・地区社会福祉協議会への協力

地区ネットワーク会議への協力



福祉推進員の活動の場のイメージ図

